

# 道路占用許可基準及び申請手続案内

《占用物件：工事用施設（足場・仮囲い・朝顔等）》

道路（区道）上に足場等の工事用施設を置く場合、道路占用許可申請が必要になります。  
下記手続の流れに従い書類を作成してください。

## 設置基準（概略） ※道路とは＝歩道のない道路

※歩道とは＝植栽やガードパイプまたは車道との段差で仕切られているもの

足場、仮囲いの出幅・・・前面が道路の場合＝道路幅員の1/8以内で、出幅は最大1.0mまで

前面が歩道の場合＝歩道有効幅員の1/3以内で、出幅は最大1.0mまで

朝顔の出幅、高さ・・・前面が道路の場合＝最下部が路面から5.0m以上、出幅は危険防止に必要な範囲（危険防止）  
前面が歩道の場合＝最下部が路面から4.0m以上、出幅は危険防止に必要な範囲

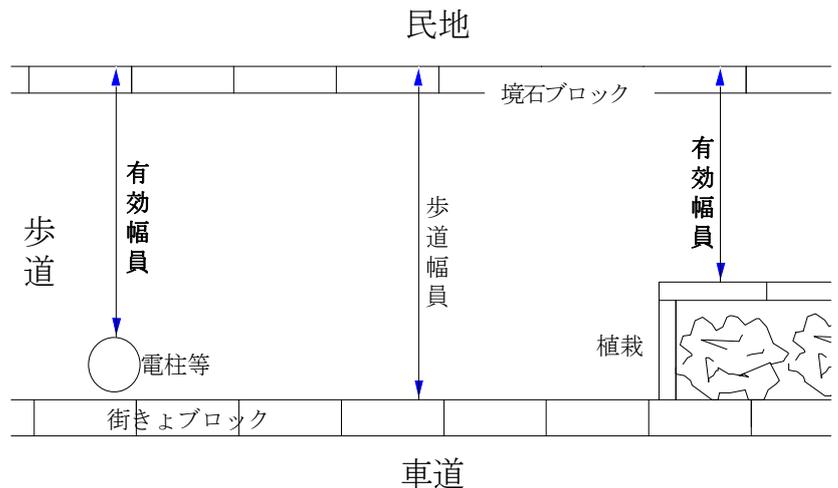
※出幅の危険防止に必要な範囲とは、道路状況を考え判断すること。

※朝顔を道路の中心を越えて設置する場合は、対面所有者の承諾を得ること。

掛け出足場の出幅、高さ・前面が道路の場合＝最下部が路面から4.5m以上、出幅は最大1.0mまで（ブラケット）  
前面が歩道の場合＝最下部が路面から3.0m以上、出幅は最大1.0mまで

## 【歩道上の有効幅員について】

※ 歩道の場合の有効幅員とは道路境界（民地境界）から、街きょブロックまでを言うが植栽やガードパイプ、電柱等の歩道上の構造物までを有効幅員とする。



## 【注意事項】

1. 道路占用の申請については、敷地に余裕等がないなど、やむを得ないと認められること。
2. 占用の出幅等は許可基準内で、かつ必要最小限であること。
3. 仮囲いに設置する扉は、危険防止のため外開きにしないこと。
4. 工事用のウインチやリフト等は、路上占用している足場には設置しないこと。
5. 道路標識や街路灯等の機能を妨げないよう考慮すること。
6. 排水の為の側溝及び雨水桝等の機能を妨げないこと。
7. 消火栓、マンホール等の位置を明示し、操作を妨げないこと。
8. 仮囲い及び足場の周辺は、交通の支障とならないよう機材、材料等を置かないこと。
9. 可動（移動）式足場の場合は申請の必要はなし、ただし、日々撤去する事を条件とする。  
なお、可動（移動）式足場の常設設置は危険防止等の観点から原則認めない。
10. その他、許可条件を必ず厳守すること。

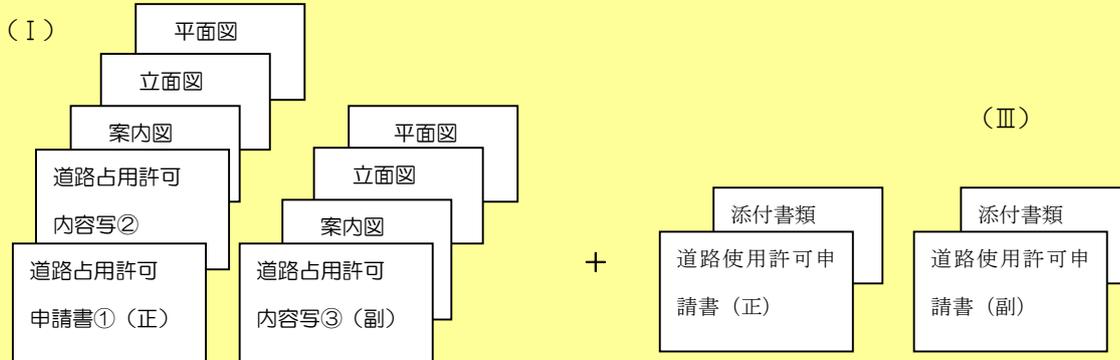
## 手続きの流れ

記入例に従い下記書類を作成して、区役所8階2番窓口、都市基盤部道路管理課道路占用係に提出してください。

(Ⅰ) 道路占用許可申請書(正①②・副③)、案内図、立面図、平面図を各2部(別紙参照)

---※氏名の欄は、申請者が法人の場合、**法人代表者名**を記入してください。

(Ⅲ) 道路使用許可申請書(正・副)---※道路使用許可申請書に道路管理者の確認印がないと、警察署では受付をしませんので区へ持参し確認印を受けてください。



中野区へ (Ⅰ) 道路占用許可申請書---区役所で内容を確認し【仮受付印】を押します。

※仮受付時に占用料徴収予定額等お伝えします。

(Ⅲ) 道路使用許可申請書---区役所で道路種別を確認し【確認印】を押します。

警察署へ (Ⅰ) 道路占用許可申請書---申請書②の『所轄警察署の意見欄』に【押印】を受ける。

※ 所轄警察署により意見欄への押印には、中2日程かかる場合あり。

(Ⅲ) 道路使用許可申請書---所轄の警察署に提出⇒内容確認し受理(本受付)

⇒ **道路使用許可書の交付** (許可まで4~5日)

中野区へ (Ⅰ) 道路占用許可申請書---区役所に提出⇒内容確認し受理(本受付)

※ 事務処理を行い、占用料納入通知書・許可書ができましたら連絡いたします。(許可までに一週間程度かかります。)

※ 円滑な道路管理のため、原則として**占用料の事前納付**をお願いしております。庁内の金融機関等で許可書受領前に納付できるよう御協力ください。

中野区へ (Ⅰ) 道路占用許可書---原則として、占用料の納付が確認でき次第、許可書をお渡しします。

※ 来庁時に交付する占用料納入通知書により庁内の金融機関等で占用料を納付いただき、領収印を確認のうえ許可書を交付いたします。当日の納付が困難な場合は、ご相談ください。

**【占用開始】**

占用開始までに許可書をお受け取り下さい。なお、占用物は**占用開始日以降**に設置してください。また、許可までには日数を要しますので、**余裕をもって申請手続き**をしてください。

## 占用料の支払い

中野区専用の納入通知書により、来庁時に庁内の金融機関等で納付いただきます。来庁時の納付が困難な場合は、ご相談のうえ、記載されている納付期限日までに、金融機関等の窓口でお支払いください。なお、利用できる金融機関等については、納入通知書1枚目の納付場所欄に記載されています。期限内に納付いただけない場合、条例及び関係法令に従い、延滞金(年率14.5%)を徴収する場合や督促状発付のうえ滞納処分により徴収する場合があります。

## 占用料の算出

許可された占用物件には、中野区道路占用料等徴収条例の規定により下記のとおり占用料がかかります。

《金額》

占用物件	単価 (年額)
足場・仮囲い	23,400円/m <sup>2</sup>
朝顔	8,640円/m <sup>2</sup>

(令和4年4月1日現在)

※ 占用面積に1㎡未満の端数がでた場合は切り上げます。

※ 占用日数が1か月に満たない場合でも切り上げます。

例えば・・・《令和4年6月3日～令和4年10月10日までの期間(4か月と8日=5か月)で、

足場(4.12㎡≒5㎡)と、朝顔(6.35㎡≒7㎡)の道路占用を申請した場合》

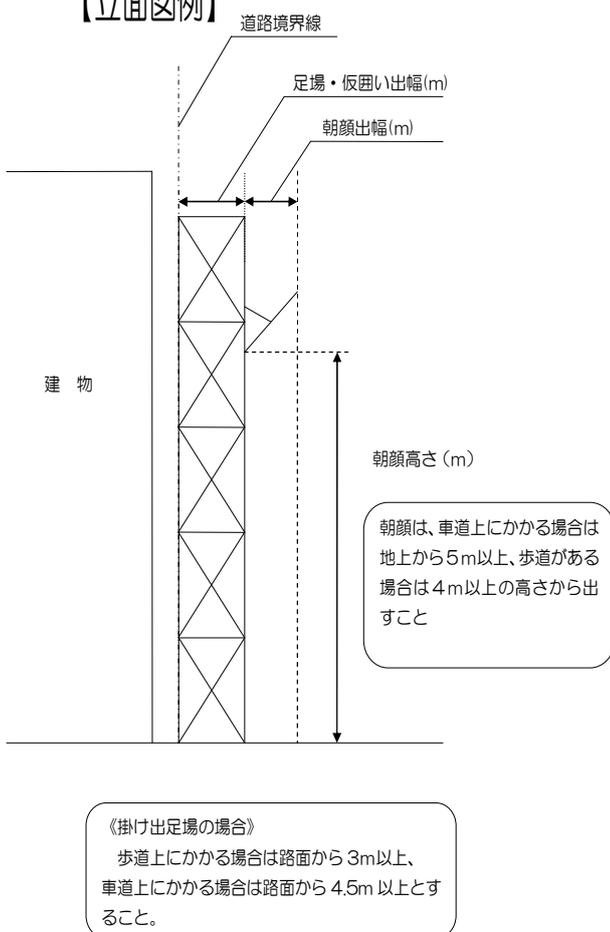
足場分 23,400円×5㎡×5か月÷12=48,750円 (※ なお物件ごとに1円未満は切り捨て)

朝顔分 8,640円×7㎡×5か月÷12=25,200円 (※ なお物件ごとに1円未満は切り捨て)

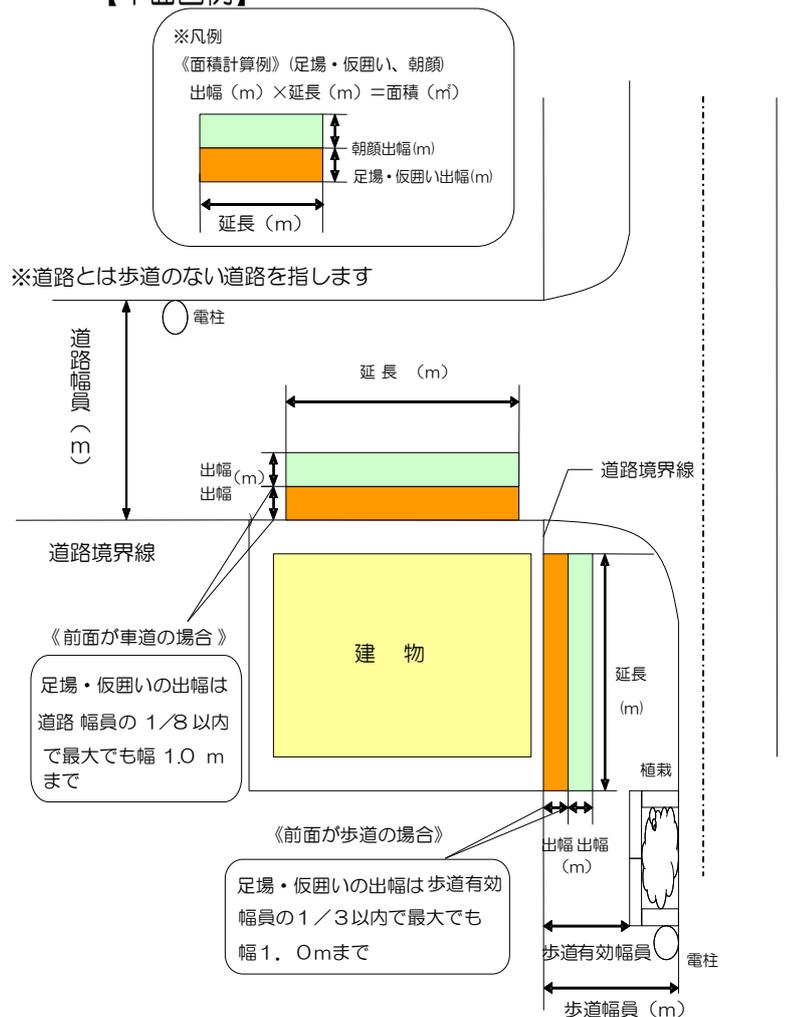
合計 73,950円

## 図面作成方法

### 【立面図例】



### 【平面図例】



【問い合わせ先】※その他詳しい事は、下記担当までご連絡ください。

中野区役所 都市基盤部 道路管理課 道路占用係 電話03(3228)5593(直通)